

### 電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書

私はジャパンネットの電子入札コアシステム用電子認証局運用規程(CPS)及び電子入札コアシステム用電子認証サービス利用規約(利用者同意書)の内容に同意の上、電子入札コアシステム等の政府・地方自治体が実施する電子入札(電子調達を含む)及び電子申請並びにCPS「別紙3. 使用可能サービス」に記載されているサービスの用途にのみ利用する電子証明書の発行を下記の通り申し込みます。  
 住民票の写し、または登録原票記載事項証明書に記載されている文字が旧字体等の理由から、電子証明書に格納される漢字をジャパンネットにおいて置き換える場合、「誤字俗字・正字一覧表(平成16年10月14日付け法務省民一第2842号民事局長通達)」等に基づいて置き換えること、さらにJIS第1水準及び第2水準にて規定されていない文字をカナに置き換えることを承諾致します。

注1: 別紙の“ご記入の際の注意事項”を必ずお読みください。  
 注2: 電子証明書の名義は、【利用者(名義人)】欄にご記入の氏名となります。  
 注3: ※印項目は電子証明書に格納される情報です。  
 個人事業主の場合、【企業等】欄にご記入いただいた「会社名(商号・名称)」、「会社住所(本店)」は電子証明書には格納されません。

**注: 利用者(名義人)について**  
 本申込書における利用者(名義人)とは、電子入札に参加される際、入札業務を担当される方ではありません。各省庁・自治体が定める電子入札参加資格を有されている方が利用者(名義人)になります。  
**注: 訂正方法について**  
 本申込書の記入内容を訂正される場合は、訂正箇所に訂正印(訂正箇所がある記入欄の押印欄に押印した印鑑又は利用者(名義人)の個人実印)をお願い致します。修正液及び修正テープを使用しないでください。

【申込内容】欄 注: □にチェックしてください。

電子証明書の有効期間	<input type="checkbox"/> 3年もの	<input type="checkbox"/> 2年もの	<input type="checkbox"/> 1年もの
------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

注1: 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書に記載されている氏名、住所を正確にご記入ください。  
 注2: ローマ字はへボン式でご記入ください。(別紙の“へボン式ローマ字一覧表”をご参照ください。)  
 ご記入いただいた住所のフリガナは、弊社にてへボン式ローマ字に変換し、電子証明書に格納します。

【利用者(名義人)】欄

※氏名	フリガナ	姓		名		利用者(名義人)の個人実印				
	ローマ字	姓		名						
	漢字	姓		名						
※住所	〒				フリガナ					
					住所	都・道 府・県				
	フリガナ									
	住所(続き)									
生年月日	明治	大正	昭和	平成		年		月		日

【企業等】欄

当企業は本申込について同意し、上記利用者(名義人)が当企業に所属する者であることを認めます。  
 注1: 登記事項証明書又は事業を営んでいることを証明する書類に記載されている会社名、住所、代表者氏名を正確にご記入ください。  
 注2: 法人の場合は利用者(名義人)が所属される企業の代表者印、個人事業主の場合は代表者個人実印を、企業等代表者印に押印してください。

※会社名(商号・名称)						企業等代表者印
※会社住所(本店)	〒	(	-	)	都・道 府・県	企業等代表者印
代表者氏名	漢字	姓		名		

【受取代理人】欄

利用者(名義人)は下記の受取代理人に本電子証明書の受領を委任し、受取代理人はこれを承諾致します。  
 注1: 利用者(名義人)ご本人が電子証明書をお受取になる場合はこの欄へのご記入は不要です。  
 注2: 受取代理人ご本人の印鑑登録証明書に記載されている氏名、住所を正確にご記入ください。

氏名	漢字	姓		名		受取代理人の個人実印
住所	〒	(	-	)	都・道 府・県	

【連絡先】欄 注1: 本申込に関するご連絡、本電子証明書の有効期限切れ等のご連絡に使用致します。 注2: 部署名は無記入でも問題ありません。

担当者名	フリガナ				部署名			
	漢字							
会社住所	〒	(	-	)	都・道 府・県			
電話番号	(	)	-	FAX番号	(	)	-	
メールアドレス								

【請求先】欄 注1: ご記入いただいた会社住所に本申込に係る請求書を送付致します。 注2: 部署名は無記入でも問題ありません。

会社名								
会社住所	〒	(	-	)	都・道 府・県			
部署名								

弊社使用欄	受付日					受付番号					添付資料番号				
	備考									利用申込番号					

**※必ずご確認ください※**

電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書に不備があった場合、修正のため利用申込書を再度ご提出いただく必要がございます。本記入例をよくご確認のうえ、利用申込書にご記入ください。特に【利用者(名義人)】欄の『住所』と、【企業等】欄の『本店住所』の不備が多数見受けられます。必ず、住民票の写し又は登録原票記載事項証明書、登記事項証明書(商業登記簿謄本)の記載内容をよくご確認のうえ、利用申込書にご記入ください。

ジャパンネット株式会社 行

申込日 20XX 年 XX 月 XX 日

### 電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書

私はジャパンネットの電子入札コアシステム用電子証明書運用規程(CPS)及び電子入札コアシステム用電子証明書サービス利用規約(利用者同意書)の内容に同意の上、電子入札コアシステム等の政府・地方自治体が実施する電子入札(電子調達を含む)及び電子申請並びにCPS「別紙3. 使用可能サービス」で記載されている **■ チェックの入れ忘れにご注意ください。** 申し込みます。住民票の写し、または登録原票記載事項証明書に記載されている氏名、住所(本店住所)と、【利用者(名義人)】欄に記載される漢字をジャパンネットにおいて置き換える場合、「誤字俗字・正字一覧表(平成16年10月14日付け法務省民一第2842号民事局長通達)」等に基づいて置き換えること、さらにJIS第1水準及び第2水準にて規定されていない文字をカナに置き換えることを承諾致します。

注1: 別紙の「ご記入の際の注意事項」を必ずお読みください。  
 注2: 電子証明書の名義人は、【利用者(名義人)】欄にご記入の氏名となります。  
 注3: ※印項目は電子証明書に格納される情報です。  
 個人事業主の場合、【企業等】欄にご記入いただいた「会社名(商号・名称)」、「会社住所(本店)」は電子証明書には格納されません。

注: 利用者(名義人)について  
 本申込書における利用者(名義人)とは、電子入札に参加される際、入札業務を担当される方ではありません。各省市自治体が定める電子入札参加資格を有されている方が利用者(名義人)になります。  
 注: 訂正方法について  
 本申込書の記入内容を訂正される場合は、訂正箇所を訂正印(訂正箇所がある記入欄の押印欄に押印した印鑑又は利用者(名義人)の個人実印)をお願ひ致します。修正液及び修正テープを使用しないでください。

注: 訂正箇所がある記入欄の押印欄に押印した印鑑又は利用者(名義人)の個人実印をお願ひ致します。修正液及び修正テープを使用しないでください。

【申込内容】欄 注:  にチェックしてください。  
 電子証明書の有効期間  3年もの  2年もの  1年もの

注1: 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書に記載されている氏名、住所を正確にご記入ください。  
 注2: ローマ字はヘボン式でご記入ください。(別紙の「ヘボン式ローマ字一覧表」を参照ください。)ご記入いただいた住所のフリガナは、弊社にてヘボン式ローマ字に変換し、電子証明書に格納します。

【利用者(名義人)】欄

※氏名	フリガナ	姓	ニッポン	名	タロウ	日本太郎
	ローマ字	姓	Nippon	名	Taro	
	漢字	姓	日本	名	太郎	

※住所

〒	1	2	3	-	4	5	6	7	フリガナ	トウキョウト	ブンキョウク
									住所	東京	文京区
フリガナ	オオツカチャウ シノヅカ 5-6-7 ビーケーアイマンション 102										
住所(続き)	大塚町 篠塚 五丁目6番地の7 PKIマンション102号室										

生年月日 明治 大正 昭和 平成 20 年 02 月 22 日

【企業等】欄

※会社名(商号・名称)	ジャパンネット認証株式会社		企業等代表者印
※会社住所(本店)	〒 ( 102 - 0083 )	東京 千代田区 麴町一丁目2番3号	代表者印
代表者氏名	漢字	姓	日本 一郎

利用者(名義人)は下記の受取代理人に本電子証明書の受領を委任し、受取代理人はこれを承諾致します。  
 注1: 利用者(名義人)ご本人が電子証明書をお受取になる場合はこの欄へのご記入は不要です。  
 注2: 受取代理人ご本人の印鑑登録証明書に記載されている氏名、住所を正確にご記入ください。

【受取代理人】欄

氏名	漢字	姓	日本 健一	受取代理人の個人実印
住所	〒 ( 102 - 0083 )	東京 江東区 有明五丁目5番6号	日本 健一	

【連絡先】欄 注1: 本申込に関するご連絡、本電子証明書の有効期限切れ等のご連絡に使用致します。 注2: 部署名は無記入でも問題ありません。

担当者名	フリガナ	ニッポン ハナコ	部署名	営業部
	漢字	日本 花子		
会社住所	〒 ( 102 - 0083 )	東京 千代田区 麴町一丁目2番3号		
電話番号	( 03 ) 1234 - 5678	FAX番号	( 03 ) 1234 - 8765	
メールアドレス	Nippon-k@japannet.jp			

【請求先】欄 注1: ご記入いただいた会社住所に本申込に係る請求書を送付致します。 注2: 部署名は無記入でも問題ありません。

会社名	ジャパンネット認証株式会社	
会社住所	〒 ( 102 - 0083 )	大阪 大阪府 北区 中央二丁目3番地4
部署名	関西支社 経理部 経理課	

弊社使用欄

受付日		受付番号		添付資料番号	
備考				利用申込番号	

JN-0010\_20120402\_1

■ 住民票又は登録原票記載事項証明書の記載どおりに楷書で氏名をご記入ください。又、フリガナも必ずご記入ください

■ ローマ字はヘボン式で、先頭文字を大文字、以下を小文字でご記入ください。(別紙「ヘボン式ローマ字一覧表」参照)

■ 住民票又は登録原票記載事項証明書の記載どおりに楷書で住所をご記入ください。又、フリガナも必ずご記入ください

■ 字・大字や丁目・番地・号、アパート・マンション名も住民票又は登録原票記載事項証明書の記載どおりにご記入ください

■ 住民票等に字・大字やアパート・マンション名が記載されていない場合は、本申込書にも記入しないでください

■ 丁目・番地・号は省略せずに、住民票又は登録原票記載事項の記載どおりにご記入ください

正しい住所:  
大塚町篠塚五丁目 ...

不備となる記入例:  
大塚町大字篠塚五丁目 ...

■ 利用者(名義人)本人の印鑑登録証明書の印影と同じ実印を押印してください  
 ※法人、登記している事業者の方、いずれのお申込の場合も必ず利用者(名義人)本人の実印が必要となります

■ 受取代理人本人の印鑑登録証明書の印影と同じ実印を押印してください

■ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)記載の会社名(商号)、住所(本店)、代表者氏名をご記入ください

■ 字・大字や丁目・番地・号、ビル名なども、すべて登記事項証明書(商業登記簿謄本)の記載どおりにご記入ください

正しい住所:  
東京都千代田区麴町一丁目2番3号

不備となる記入例:  
東京都千代田区麴町1の2の3

■ 弊社より、電子証明書の有効期限切れ等のお知らせをご連絡の際のご連絡先です

■ 利用者(名義人)本人もしくはご利用者と連絡が取れる担当者名をご記入ください

■ 訂正する場合は、訂正箇所がある記載欄の押印欄に押印されている印鑑又は利用者(名義人)の実印による訂正印をお願いします

### つづけて3年証明書サービス利用申込書

私はジャパンネットのつづけて3年証明書サービス利用規約(利用者同意書)の内容に同意の上、下記の通り申し込みます。

**注意事項**

- ・本申込書の記入内容を訂正される場合は、訂正箇所には訂正印をお願い致します。修正液及び修正テープを使用しないでください。
- ・本申込書は、電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書に同封してご提出ください。
- ・電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書の【申込内容】欄に、必ず3年ものにチェックを入れてください。
- ・請求につきましては、電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書でご記入頂いた請求先へ行きます。
- ・クーポンにつきましては、電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書でご記入頂いた請求先へ送付いたします。
- ・メールアドレス欄が未記入の場合はクーポン有効期限切れ通知のご案内が出来かねますのでご了承ください。

**【利用者(名義人)】欄** ※電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書と同じ、利用者(名義人)の情報をご記入ください。

※氏名	フリガナ	姓					名				
	漢字	姓					名				
	生年月日	明治	大正	昭和	平成		年		月		日

**【連絡先】欄**

会社名											担当者認印	
部署名											○	
担当者名	フリガナ	姓					名					
	漢字	姓					名					
住所	〒											
電話番号	( )	-	FAX番号	( )	-							
メールアドレス												@

弊社使用欄	受付日				受付番号			
	備考							

JN-0012\_20120402



ジャパンネット株式会社  
〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4-4

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

**電話でのお問い合わせ(ヘルプデスク)**  
電話番号: 03-3265-9255  
受付時間: 平日 9:00~12:00, 13:00~17:00

**お問い合わせフォームでのお問い合わせ**  
[https://www.japannet.jp/cgi-bin/contact\\_ca.cgi](https://www.japannet.jp/cgi-bin/contact_ca.cgi)

つづけて3年証明書サービス利用申込書

私はジャパンネットのつづけて3年証明書サービス利用規約(利用者同意書)の内容に同意の上、下記の通り申し込みます。

注意事項

- ・本申込書の記入内容を訂正される場合は、訂正箇所には訂正印をお願い致します。修正液及び修正テープを使用しないでください。
- ・本申込書は、電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書と同封してご提出ください。
- ・電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書の【申込内容】欄に、必ず3年ものにチェックを入れてください。
- ・請求につきましては、電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書でご記入頂いた請求先へ行います。
- ・電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書でご記入頂いた請求先へ送付いたします。
- ・有効期限切れ通知のご案内が出来かねますのでご了承ください。

住民票又は、登録原票記載事項証明書の記載どおりに楷書で氏名をご記入ください。  
又、フリガナも必ずご記入ください。

【利】電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書と同じ、利用者(名義人)の情報をご記入ください。

※氏名	フリガナ	ニッポン	名	タロウ
	漢字	日本	名	太郎
	生年月日	明治 大正 <b>昭和</b> 平成	22年02月02日	

書き忘れにご注意ください。

【連絡先】欄

会社名	ジャパンネット認証株式会社			担当者認印		
部署名	営業部			認印		
担当者名	フリガナ	姓	ニッポン		名	ハナコ
	漢字	姓	日本		名	花子
住所	〒	102-0083	東京都千代田区麴町1丁目2番3号			
電話番号	( 03 )	1234	-	5678	FAX番号 ( 03 ) 1234 - 8765	
メールアドレス	Nippon-k @ japannet.jp					

メールアドレス欄が未記入の場合はクーポン有効期限切れ通知のご案内が出来かねますので必ずご記入ください。

弊社使用欄	受付日		受付番号	
	備考			

JN-0012\_20120402



ジャパンネット株式会社  
〒102-0083 東京都千代田区麴町1-4-4

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

電話でのお問い合わせ(ヘルプデスク)  
電話番号: 03-3265-9255  
受付時間: 平日 9:00~12:00, 13:00~17:00

お問い合わせフォームでのお問い合わせ  
[https://www.japannet.jp/cgi-bin/contact\\_ca.cgi](https://www.japannet.jp/cgi-bin/contact_ca.cgi)

## ヘボン式ローマ字一覧表

あ	い	う	え	お、おう、おお
a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ、こう
ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ、そう
sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と、どう
ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の、のう
na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ、ほう
ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も、もう
ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ、よう
ya		yu		yo
ら	り	る	れ	ろ、ろう
ra	ri	ru	re	ro
わ		を		ん
wa		o		n(m)

が	ぎ	ぐ	げ	ご、ごう
ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ、ぞう
za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど、どう
da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ、ぼう
ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ、ぽう
pa	pi	pu	pe	po
きや		きゅ、きゅう		きよ、きょう
kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ、しゅう		しよ、しょう
sha		shu		sho
ちや		ちゅ、ちゅう		ちよ、ちょう
cha		chu		cho
にや		にゅ、にゅう		によ、にょう
nya		nyu		nyo
ひや		ひゅ、ひゅう		ひよ、ひょう
hya		hyu		hyo
みや		みゅ、みゅう		みよ、みょう
mya		myu		myo
りや		りゅ、りゅう		りよ、りょう
rya		ryu		ryo
ぎや		ぎゅ、ぎゅう		ぎよ、ぎょう
gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ、じゅう		じよ、じょう
ja		ju		jo
びや		びゅ、びゅう		びよ、びょう
bya		byu		byo
ぴや		ぴゅ、ぴゅう		ぴよ、ぴょう
pya		pyu		pyo

※グレーの欄は間違いやすいヘボン式ローマ字です。

### …間違いの多い姓…

伊藤(いとう) → [Ito](#)  
 五十嵐(いがらし) → [Igarashi](#)  
 石川(いしかわ) → [Ishikawa](#)  
 石田(いしだ) → [Ishida](#)  
 内田(うちだ) → [Uchida](#)  
 遠藤(えんどう) → [Endo](#)  
 加藤(かとう) → [Kato](#)  
 菊池(きくち) → [Kikuchi](#)  
 木下(きのした) → [Kinoshita](#)  
 工藤(くどう) → [Kudo](#)  
 河野(こうの) → [Kono](#)  
 後藤(ごとう) → [Goto](#)  
 小林(こばやし) → [Kobayashi](#)  
 小松(こまつ) → [Komatsu](#)

近藤(こんどう) → [Kondo](#)  
 斎藤(さいとう) → [Saito](#)  
 佐藤(さとう) → [Sato](#)  
 清水(しみず) → [Shimizu](#)  
 竹内(たけうち) → [Takeuchi](#)  
 谷口(たにぐち) → [Taniguchi](#)  
 千葉(ちば) → [Chiba](#)  
 西村(にしむら) → [Nishimura](#)  
 橋本(はしもと) → [Hashimoto](#)  
 林(はやし) → [Hayashi](#)  
 松田(まつだ) → [Matsuda](#)  
 松本(まつもと) → [Matsumoto](#)  
 山下(やました) → [Yamashita](#)  
 吉田(よしだ) → [Yoshida](#)

### …間違いの多い名…

篤紀(あつのり) → [Atsunori](#)  
 敦(あつし) → [Atsushi](#)  
 英二(えいじ) → [Eiji](#)  
 勝弘(かつひろ) → [Katsuhiro](#)  
 勝義(かつよし) → [Katsuyoshi](#)  
 弘一(こういち) → [Koichi](#)  
 幸喜(こうき) → [Koki](#)  
 孝平(こうへい) → [Kohei](#)  
 小次郎(こじろう) → [Kojiro](#)  
 聡(さとし) → [Satoshi](#)  
 茂一(しげかず) → [Shigekazu](#)  
 繁(しげる) → [Shigeru](#)  
 翔馬(しょうま) → [Shoma](#)  
 正二(しょうじ) → [Shoji](#)

信二(しんじ) → [Shinji](#)  
 大志(たいし) → [Taishi](#)  
 武(たけし) → [Takeishi](#)  
 恒和(つねかず) → [Tsunekazu](#)  
 俊夫(としお) → [Toshio](#)  
 利一(としかず) → [Toshikazu](#)  
 敏弘(としひろ) → [Toshihiro](#)  
 弘(ひろし) → [Hiroshi](#)  
 洋光(ひろみつ) → [Hiromitsu](#)  
 雅史(まさし) → [Masashi](#)  
 祐樹(ゆうき) → [Yuki](#)  
 洋介(ようすけ) → [Yosuke](#)  
 義孝(よしたか) → [Yoshitaka](#)  
 嘉幸(よしゆき) → [Yoshiyuki](#)

### …注意事項…

※発音 ヘボン式では b・m・p の前に n の代わりに m をおく。  
 難波(なんば) → [Namba](#)、本間(ほんま) → [Homma](#)、  
 三瓶(さんべい) → [Sampei](#)

※促音 子音を重ねて示す。  
 服部(はっとり) → [Hattori](#)、吉川(きつかわ) → [Kikawa](#)  
 ただし、チ(chi)、チャ(cha)、チュ(chu)、チョ(cho)音に限り、  
 その前に「t」を加える。  
 発地(ほっち) → [Hotchi](#)、八町(はっちょう) → [Hatcho](#)

※長音 長音(ー)に対するローマ字は不要。  
 太郎(たろう) → [Taro](#)、大阪(おおさか) → [Osaka](#)  
 大野(おおの) → [Ono](#)、遠山(とおやま) → [Toyama](#)

※その他 「ウウ」の発音になる文字は「u」一文字で表す。  
 雄二(ゆうじ) → [Yuji](#)、神宮(じんぐう) → [Jingu](#)

### ※間違いやすいヘボン式ローマ字

「し」 → 「shi」、「ち」 → 「chi」、「つ」 → 「tsu」  
 「ぢ」 → 「ji」、「づ」 → 「zu」、「じゅ」 → 「ju」  
 「じ」 → 「ji」、「ず」 → 「zu」、「しよ」 → 「sho」  
 「ちゅ」 → 「chu」、「ちよ」 → 「cho」、「ふ」 → 「fu」

## 電子入札コアシステム用電子認証サービス利用規約(利用者同意書)

2009年7月27日版

## 第1条 (総則)

- 「電子入札コアシステム用電子認証サービス利用規約」(以下、「本規約」という。))は、ジャパンネット株式会社(以下、「当社」という。))が提供する電子入札コアシステム用電子認証サービス(以下、「本認証サービス」という。))の利用に關して定めたものです。
- 本認証サービスは、電子入札、電子調達、電子申請等において使用することができる「電子入札コアシステム用電子証明書」(以下、「利用者証明書」という。))を発行するサービスです。
- 「電子入札コアシステム用電子認証局運用規程」(CPS: Certification Practice Statement、以下、「CPS」という。))及び本規約は、本認証サービスの変更に伴い変更される場合があります。

## 第2条 (サービス内容)

- 当社が運用する電子入札コアシステム用電子認証局(以下、「本認証局」という。))は、利用者からの利用申込みにより利用者証明書を発行します。
- 本認証局は、CPS及び本規約に同意した企業等の同意を得て申込み利用者に対して、利用者公開鍵(利用者署名検証番号)及び利用者秘密鍵(利用者署名符号)を生成し、利用者証明書とともに IC カードに格納します。同時に、利用者識別のための「Personal Identification Number」(以下、「PIN」という。))を発行し、ICカードの保有者が、本認証局の認証した利用者本人であることを保証します。
- 利用者証明書は、電子入札コアシシステム等の政府・地方自治体が実施する電子入札(電子調達を含む)及び電子申請並びにCPS「別紙3. 使用可能サービス」で記載するサービスの用途においてのみ利用できるものとします。

## 第3条 (利用者の義務)

- 利用者証明書の利用に際してはCPS及び本規約に同意し、遵守するとともに、CPS及び本規約に記載の用途でのみ利用者証明書を利用しなければなりません。
- 利用者証明書の利用申込みに際しては、利用者が所属する企業等の同意を得なければなりません。
- 利用者証明書の利用申込みに際しては、利用者本人が正確な申込み内容を本認証局に提出しなければなりません。虚偽の申込みをして利用者について不実の証明をさせた者は、「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年5月31日法律第102号、以下、「電子署名法」という。))第41条により罰せられます。
- 日本に居住する外国人の利用者は、在留期間が満了した場合は、本認証局に滞りなく利用者証明書の失効申請を行わなければなりません。
- 利用者は、電子署名が自署で押印に相当する法的効果を認められ得るものであることを承認しなければなりません。利用者は、本認証サービスによって発行された利用者証明書に対応する秘密鍵とそれに対応するPINを、十分に注意して管理し、秘匿し続けなければなりません。
- 利用者は、IC カード受領時に利用者証明書の記載事項、有効性を確認し、記載事項に誤りがあった場合には、直ちに本認証局へ連絡をしなければなりません。
- 利用者は、発行された利用者証明書が危険化(「利用者証明書の秘密鍵が盗難、漏洩など」により他人によって使用され得る状態)になること)以下、同様)又は危険化の恐れがある場合、本認証局に滞りなく利用者証明書の失効申請を行わなければなりません。また利用者証明書に記載されている事項に変更が生じた場合、もしくは利用者証明書の利用を中止する場合においても、滞りなく利用者証明書の失効申請を行わなければなりません。
- 本認証局は、利用者が使用する電子署名アルゴリズムとして、法定で定めるアルゴリズムのうち、公開鍵符号方式については鍵長1,024ビットのRSA方式を、ハッシュ関数についてはSHA-1方式を指定します。利用者は本認証局が指定する電子署名アルゴリズムを使用し

1

All Rights Reserved Copyright©2003-2009, Japan Net Co.

- 本認証局は、受理した書類を所定の手続きに従い審査して、問題が無いことの確認をもって、利用申込者を利用者として位置付け、利用者証明書の発行手続を開始します。
- 受理した書類に不備があった場合には、本認証局は、FAX 等の手段により利用申込者に問題点を通知します。利用申込者は、本認証局の要求に従い不備点を解決し、不備のあった書類を通知後 20 日以内に訂正あるいは再提出しなければなりません。さらに、本認証局の審査の結果、利用者証明書の発行ができないと判断した場合、不受理理由とその旨を所定の方法により通知します。

## 第7条 (証明書の発行)

- 本認証局は、利用者証明書を IC カードに格納して利用者へ提供します。
- IC カードには、利用者証明書の他に、利用者秘密鍵が格納されます。認証局で生成した利用者秘密鍵は、IC カードに格納した後、認証設備等から完全に削除されます。
- 本認証局は、IC カードを安全にご利用者に提供するために、「本人限定受取郵便(基本型)」を使って利用者の住所に IC カードと PIN を郵送します。ただし、利用者が IC カードの受領を受取代理人に委任している場合は、受取代理人宛(本人限定受取郵便(基本型))で送付します。受取代理人は当該郵送物を開封することなく直ちに利用者へ手渡さなければなりません。この場合、PINは利用者本人の住民票の写し又は、住民票記載事項証明書に記載された利用者住所、もしくは登録原票記載事項証明書(記載事項証明書)に記載された利用者の居住地へ簡易書留にて郵送します。

## 第8条 (証明書の受領確認)

- 「本人限定受取郵便(基本型)」が到着した旨の連絡を郵便局から受けた利用者または受取代理人は、郵便局に出向き、自身を証明する証明書を提示して「本人限定受取郵便(基本型)」(ICカード、PIN 及び「電子入札コアシシステム用電子証明書受領書」(以下、「受領書」という。))が同封されたものを受領します。ただし受取代理人が受領する場合、「本人限定受取郵便(基本型)」にPINは同封されず、PINは本認証局より利用者本人宛に、別途、簡易書留にて送付します。
- 利用者は、証明書が格納されたICカードを受領した場合には、直ちに指定された手順に従いICカードの記載内容を確認しなければなりません。
- 受取代理人が受け取った場合には、受領した「本人限定受取郵便(基本型)」(ICカード及び受領書が同封されたもの)を開封せず、そのまま利用者本人に手渡さなければなりません。
- 利用者は IC カードの記載内容を確認後、受領書に自身の氏名を記入し捺印を押し、本認証局の申込窓口へ返送しなければなりません。
- 本認証局は、受領書を受取ることにより、利用者本人に利用者証明書が渡ったことを確認します。
- 利用者は、交付されたICカードの記載内容を確認し、その内容に疑義がある場合は、本認証局から発送後20日以内に本認証局に対して連絡しなければなりません。この場合、受領書を本認証局に返送してはいけません。
- 利用者は、本認証局が「本人限定受取郵便(基本型)」で発送後、20日以内に受領書を本認証局宛てに通知する必要があります。本認証局はこの期間内に受領の通知がなく、受領書を本認証局宛てに送付するよう利用者に督促後さらに 10 日を経過しても受領の通知がない場合は、利用者証明書の受領が行われなかったものとみなし、当該利用者証明書を失効させます。

## 第9条 (PINの発行)

- 本認証局は、ICカードを使用するためのパスワードであるPINを、ICカードとともに「本人限定受取郵便(基本型)」を使って利用者の住所に郵送します。ICカードの受領を代理人に委任している場合も、PINは利用者の住所に「簡易書留」にて郵送します。
- 利用者は、PINを紛失したり、盗用されたりした場合、PINは利用者の住所に「簡易書留」にて郵送します。
- 本認証局は、紛失などしたPINの再発行を行うことはできません。
- 利用者は以下の場合、利用者証明書の失効申請手続を行わなければなりません。また、利用者証明書が再度必要な場合は、利用者証明書の新規利用申込手続を行わなければなりません。
  - PINを紛失してしまった場合
  - PINの漏洩又は、そのおそれがある場合

3

All Rights Reserved Copyright©2003-2009, Japan Net Co.

なければなりません。

- 利用者は、署名検証者が利用者証明書を利用することに関し本認証局は責任を負わないことを、承認しなければなりません。
- 利用者はポロリを即時閲覧し、本認証サービスに関する情報を適宜取得しなくてはなりません。
- 利用者は、利用者が所属する企業等が当該利用者証明書を失効させる場合があることに同意しなければなりません。

## 第4条 (利用者証明書の新規利用申込み手続)

- 利用申込者は、「電子入札コアシシステム用電子証明書利用申込書」(以下、「利用申込書」という。))に必要事項を記入し、利用者本人が市区町村に登録した印鑑(以下、「実印」という。))を押し、さらに利用者が所属する企業等代表者印又は、利用者が所属する企業等代表者個人の印(利用者の所属する企業等が、商業登記されていない個人事業主の場合)を押しします。また利用者証明書の受取を受取代理人に委任する場合は、受取代理人本人の捺印を押しします。なお利用申込者の住所は、住民票の写し又は、住民票記載事項証明書に記載されている住所、もしくは登録原票記載事項証明書(記載事項証明書)に記載されている居住地と一致していなければなりません。
- 利用申込者は、CPS及び本規約の内容を十分に理解し、CPS及び本規約に同意しなければなりません。また、利用者は、利用申込書記載事項の利用者氏名(ローマ字表記を含む)、会社名(商号・名称)、会社住所(本店)が利用者証明書に記載されることについて承諾しなければなりません。但し、利用者の所属する企業等が、商業登記されていない個人事業主の場合には、利用者は会社名(商号・名称)、会社住所(本店)が利用者証明書に記載されないことについて承諾しなければなりません。
- 利用者住所(ローマ字表記)については、利用申込書記載事項の利用者住所(フリガナ)をもとに本認証局がへボン式ローマ字に変換し、利用者証明書に記載することについて承諾しなければなりません。また、利用者氏名(ローマ字表記)については、先頭を大文字、以下小文字とし、利用申込書記載事項の利用者氏名(ローマ字表記)が上記法則と異なる場合、本認証局にて先頭を大文字、以下小文字に変換し、利用者証明書に記載することについて承諾しなければなりません。
- 日本に居住する外国人の場合は、利用者証明書に記載される利用者氏名(ローマ字表記を含む)として登録原票記載事項証明書(記載事項証明書)で証明されている氏名(以下、「本名」という。))又は、通称名のどちらか一方の記載を求めることができます。このため、本認証局は、発行申込書の氏名欄に記載されている利用者氏名が通称名で記入されている利用者証明書に通称名での記載を求めたものとして扱い、利用申込書の氏名欄に記入されている利用者氏名が本名で記入されているれば、利用者証明書に本名での記載を求めたものとして扱います。
- 利用申込者は、CPS及び本規約に同意し、本認証局が定める手続きに従い、利用申込書と共に所定の必要書類を同封して、本認証局の申込窓口へ書類郵送、もしくは書類提出により、利用申込みを行います。
- 利用申込者が所属する企業等代表者は、利用者の所属する当該企業等の情報が、利用者証明書に記載されることについて承諾しなければなりません(利用申込者が所属する企業等が商業登記されていない個人事業主の場合には、この限りではありません)。
- 本認証サービスで使用する文字はJIS第1水準及び第2水準にて規定される文字で、これに規定されていない文字は、カナで入力することについて承諾しなければなりません。さらに、住民票の写し、住民票記載事項証明書または登録原票記載事項証明書(記載事項証明書)に記載されている文字が旧字体等の理由から、電子証明書に記載される漢字を本認証局にて置き換える場合、「誤字俗字・正字一覧表(平成16年10月14日付け法務省第一第2842号民事局長通達)」等にしたがって置き換えられることを承諾しなければなりません。

## 第5条 (証明書の発行手数料と支払方法)

- 利用申込者もしくは企業等は、証明書の発行手数料として、別途定める金額を所定の方法で指定する期日までに本認証局に支払うものとします。
- 指定する期日までに支払いがない場合、本認証局は利用者への事前通知なしに、発行済の証明書を失効させることができるものとします。
- 本認証局は、利用申込みを受け付けた以降において、原則受理した発行手数料は返金しないものとします。

## 第6条 (証明書の利用申込み審査)

2

All Rights Reserved Copyright©2003-2009, Japan Net Co.

- PIN が分からなくなった場合
- PIN の入力ミスで IC カードが利用できなくなった場合
- PIN は、15 回連続で間違えて入力すると IC カードが利用することが出来なくなります。
- 認証局で生成された PIN は、PIN 用封筒へ格納された後は、認証設備等から完全に削除されます。

## 第10条 (利用者証明書の有効期間)

- 証明書の有効期間は、利用申込み内容に応じて、証明書の発行日から1年、2年、もしくは3年のいずれかを選択できます。ただし有効期間満了日時は、発行日から選択した期間(1年、2年、もしくは3年)後の月末日の23時59分59秒までとなります。
- 本認証局は、有効期間が満了する前の本認証局指定期日までに、有効期間が切れる旨の通知を利用者宛に行いますが、当該利用者証明書の自動更新及び自動継続は行いません。

## 第11条 (電子署名の検証)

利用者は、使用した自己の電子署名が、利用者証明書に記載されている公開鍵に対応する秘密鍵を用いて作成されたものであることが検証された場合には、その電子署名の真正性を否定できないものとします。

## 第12条 (証明書の失効申請)

- 利用者は、以下に定める事由が発生したときには、直ちに利用者証明書の失効を申請しなければなりません。ただし、利用者は、利用者証明書を失効すべき理由が生じた場合において、自ら失効申請をしない場合または失効申請できない場合は、企業等が失効申請することについて予め同意するものとします。
  - 利用者証明書の記載事項が事実と異なる場合
  - 利用者証明書の記載事項に変更が生じた場合(行政側の都合で市区町村合併が発生した場合にはこの限りではない)
  - ICカードを紛失あるいは破損した場合
  - ICカードの盗難あるいは不正使用などを知った場合
  - PINの紛失、漏洩等による不正使用などを知った場合
  - PINの入力ミスでICカードが利用できなくなった場合
  - 利用者秘密鍵の危険化、又は危険化のおそれがある場合
  - 利用者証明書の利用を停止する場合
  - 利用者が当該企業等に属さないこととなった場合
  - 利用者が利用者証明書を利用して権限を行使することができなくなった場合
  - 利用者の死亡等の場合
  - その他、利用者が利用者証明書を失効させる必要があると判断した場合

- 失効申請については本認証局所定の電子入札コアシシステム用電子証明書失効申請書(以下、「失効申請書」という。))を郵送のみにより受付けます。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、FAXでも受付けます。この場合、事後であっても、失効申請書と必要書類の提出は必ず必要となります。

## 第13条 (認証局による利用者証明書の失効)

本認証局は、以下に定める事由が発生したときには、利用者証明書を失効させる権限を有します。

- ICカードを発送後、30日過ぎても受領書が返送されなかった場合
- 利用者秘密鍵が危険化、又は危険化のおそれがある場合
- 利用者証明書が不正使用された、もしくはその恐れがある場合
- 利用者証明書の記載事項が事実と異なる場合
- 本認証局の認証局秘密鍵が危険化、又は危険化のおそれがある場合

4

All Rights Reserved Copyright©2003-2009, Japan Net Co.

- (6) 利用者がCPS及び本規約に違反した場合
- (7) 本認証局の責めに帰すべき事由により利用者証明書の誤発行等を行った場合
- (8) 本認証局業務を終了する場合
- (9) その他、本認証局が必要と判断した場合

本認証局は、利用者証明書を失効させたときには、速やかに利用者又は企業等にこれを通知します。但し、利用者に通知することが不可能な場合には、この限りではありません。

**第14条（企業等の義務）**

利用者が利用者証明書の利用申込を行なうことに同意した企業等は、以下の義務を負うものとします。

- (1) 企業等はCPS及び本規約に同意し、遵守しなければなりません。
- (2) 企業等は、原則として本認証サービスに係る費用の支払いを負担します。
- (3) 利用者証明書の失効申請について、利用者が失効申請をすべき時に失効申請をしない、もしくは失効申請でない場合は、企業等が失効申請を行なう義務を負うものとします。
- (4) 利用者の利用者証明書に記載されている事項が事実と異なることを発見した場合は、利用者証明書の使用を中止させ、利用者証明書の失効申請を行わなければならないとします。

**第15条（失効情報の公開）**

- 1. 本認証局は、失効した利用者証明書に関する情報を証明書失効リスト「Certification Revocation List」(以下、「CRL」という。)としてすみやかにリポソリに掲載します。
- 2. 本認証局は、CRLを24時間ごとに更新します。

**第16条（失効後の秘密鍵の管理）**

- 1. 利用者は、利用者証明書が失効された後も、利用者秘密鍵を適正に管理しなければならないものとします。
- 2. 第1項に定めた管理義務を怠ったことにより利用者が被った損害について、本認証局は、一切の責任を負わないものとします。

**第17条（認証局の保有する利用者情報の閲覧及び訂正）**

利用者は、本認証局が保有する利用者についての情報の開示を求めることができる権利を有します。但し、本認証局は電子署名法第11条の要件に基づき、保管義務のある申請書類等の記録の保管義務があるため、訂正又は削除の要求には応じることができない。

**第18条（個人情報の取扱い）**

CPS及び本規約において個人情報とは、特定の利用者を識別することができる情報をいいます。本認証局においては、利用者の個人情報について以下に掲げる事項に基づき取扱いをします。

- 1. 事業者の氏名または名称  
ジャパンネット株式会社 電子入札システム用電子認証局
- 2. 個人情報保護管理者  
ジャパンネット株式会社 管理部長
- 3. 個人情報の利用目的  
本認証局は、利用者より提出される個人情報は、本認証サービスの用に供する以外は使用しません。また、本認証サービスに必要な範囲を越えて収集を行いません。
- 4. 本認証局は、利用者から取得した個人情報を利用者の本人確認のための情報、利用者に対して当社が発行する電子証明書に記載する情報、ならびに利用者との契約、その他のための連絡先情報としてのみ利用いたします。
- 4. 個人情報の第三者提供

本認証局は、利用者から取得した個人情報は、法の要請による開示を除き、第三者に提供することはありません。

- 5. 個人情報の取扱いの委託  
本認証局は、取得した個人情報の取扱いを委託することはありません。
- 6. 開示対象個人情報の開示等および問い合わせ窓口  
本認証局は、利用者からの本認証局の申込窓口への開示申請書の提出により、当該利用者証明書の利用者であることを確認した上で本認証局が保有する次の情報を開示します。但し、本認証局は、情報を開示するにつき、開示に要する費用を請求することができます。  
① 利用申込書ならびに添付書類の写し  
② 利用者証明書の記載事項の写し  
なお、本認証局は電子証明書の有効期間終了後10年間保管する義務があり、保管義務のある申請書類等の訂正又は削除、及び審査の結果電子証明書が発行できない場合の返却の要求には応じることができない場合があります。
- 7. 個人情報を入力するにあたっての注意事項  
本認証局に、電子証明書の利用申込を行なう場合、利用者のご連絡先情報の入力は任意となっています。ご連絡先情報の電話番号、FAX番号、メールアドレス等を入力頂けなかった場合には、申込の不備等があった場合に連絡が取れなくなる場合があります。
- 8. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得  
本認証局では、利用者が当社ホームページ上でオンラインで利用申込書を作成した場合には、その時点で入力された利用者の個人情報を取得して、利用者の本人確認のための情報として使用する場合があります。
- 9. 個人情報の安全管理措置  
本認証局は施錠された場所に個人情報を記録した書類を保存することで、許可された者以外がアクセスできないような措置を講じ、個人情報への不正アクセスや漏洩を防止します。また、個人情報を記録したデータへのアクセスは、認証業務で許可された者に認証設備室への入室やコンピュータのアクセス権限を与えることにより不正アクセスを防止します。また、個人情報の取扱いについては全就業者を対象とし、各就業者の役割に応じた教育・訓練計画を策定し、教育・訓練を実施します。

**第19条（法執行機関への情報開示）**

本認証局は、本認証局で取扱う情報に対し、法的根拠に基づいて情報を開示するように請求があった場合には、法の定めに従い、法執行機関へ情報を開示します。

**第20条（利用者あるいは企業等の準備事項）**

利用者及び企業等は、自らの責任と負担において本認証サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア及び回線等の設備一式を準備するものとします。

**第21条（法令に基づく告知事項）**

- 1. 本認証サービスは、電子署名法において主務大臣より「特定認証業務」の認定を受けたサービスであり、利用者は利用者証明書の利用申込みの際に正確な情報を本認証局に伝えなければならないとします。虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は電子署名法第41条によって罰せられます。
- 2. 利用者は、電子署名が自署や押印に相当する法的効果を認められ得るものであることを承認しなければなりません。利用者は、本認証サービスによって発行された利用者証明書に対応する秘密鍵とそれに対応するPINを、十分に注意して管理し、秘匿し続けなければならないとします。
- 3. 利用者は、発行された利用者証明書に対応する秘密鍵が危険化又は、危険化の恐れがある場合、本認証局に遅滞なく利用者証明書の失効申請を行わなければならないとします。また、利用者証明書に記載されている事項に変更が生じた場合、もしくは利用者証明書の利用を中止する場合においても、遅滞なく利用者証明書の失効申請を行わなければならないとします。
- 4. 電子署名法の認定制度における認定の対象となる利用者の属性は、氏名、住所、生年月日に限定されています。このため本認証局が発行する利用者証明書に記載されている利用者の氏名、住所を除く属性(利用者の所属組織名、所属組織の住所等)の証明は、電子署名法における認定の対象外です。
- 5. 利用者証明書の有効期間は、利用申込み内容に応じて、利用者証明書の発行日から1年、2年、もしくは3年のいずれかを選択できます。

す。ただし有効期間満了日時は、発行日から選択した期間(1年、2年、もしくは3年)後の月末日の23時59分59秒までです。

- 6. 本条の1項ないし3項の各規定は、法令に基づく重要事項の説明に該当するものとす。

**第22条（知的財産権）**

利用者は、本認証サービスに関するマニュアル、CPS などについての著作権その他知的財産権など全ての権利が本認証局に留保されていることを承認するものとします。

**第23条（利用者及び企業等の損害賠償責任）**

- 1. 利用者が CPS 及び本規約で定める範囲以外の用途に利用者証明書を使用した結果生じたトラブルについては、利用者が一切の責任を負うものとします。当該トラブルにより本認証局及び署名検証者(利用者の電子証明書の情報に基づき、利用者の電子署名を検証する者(以下同じ))に損害を与えた場合、利用者が本認証局及び署名検証者に対し、損害賠償を行なうものとします。
- 2. 利用者が CPS 及び本規約で定める失効申請を怠った結果生じたトラブルについては、利用者が一切の責任を負うものとします。当該トラブルにより本認証局及び署名検証者に損害を与えた場合、利用者が本認証局及び署名検証者に対し、損害賠償を行なうものとします。
- 3. 企業等が、CPS 及び本規約に規定する失効に関する義務を履行しなかったことにより本認証局及び署名検証者が損害を被った場合、本認証局及び署名検証者は当該企業等に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

**第24条（本認証局の損害賠償責任）**

- 1. 本認証局は、本認証局がCPS及び本規約に定める本認証局の責任に違反したことにより、利用者に損害を与えた場合には、その損害の賠償責任を負うものとします。但し、本認証局の責に帰すべきでない事由から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- 2. 本認証局が損害賠償責任を負う場合には、本認証局が現に受領した対価の合計額を超過しない範囲とします。
- 3. 具体的な賠償の方法については、問題発生ごとに利用者に明示します。

**第25条（免責事項）**

- 1. 本認証局は、利用者が第2条第3項で定める用途以外に利用者証明書を使用することに対して、一切の責任を負わないものとします。
- 2. 本認証局は、ICカードならびにICカードに格納されている利用者秘密鍵の盗難、不正使用などによって利用者が被った損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
- 3. 本認証局は、利用者のPINの盗難、不正使用などによって利用者が被った損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
- 4. 本認証局は、証明書の失効申請に対し、遅滞なく失効をおこなった場合、リポソリへのCRL/ARLの公開前に発生した利用者の被害に対し、一切責任を負わないものとします。
- 5. 本認証局は、利用者が、利用者証明書を利用する際に発生したコンピュータシステムなどのハードウェアもしくはソフトウェアへの障害について、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 6. 本認証局は、以下に定める事由による本認証サービスの全部または一部の停止によって利用者が被った損害については、一切の損害賠償責任を負わないものとします。  
(5) 火災、停電など  
(6) 地震、噴火、洪水、津波などの天災  
(7) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議など  
(8) 電気通信事業者が電気通信サービスを中断または停止した場合  
(9) その他、運用上あるいは技術上、認証サービスの中断または停止が必要と判断した場合
- 7. 電子署名法の認定対象外となる属性情報が原因となって受けた利用者の損害について、本認証局は一切の賠償責任を負わないものとします。
- 8. 本認証局は、その他本認証局の責に帰すべきでない事由から生じた利用者の損害については、一切の損害賠償責任を負わないものとす。

します。

**第26条（通知）**

- 1. 本認証局は、本認証局から利用者への通知方法として、郵便、FAX、電子メールまたはホームページへの掲示など、本認証局が適当と判断した方法により行います。
- 2. 第1項に定める郵便による通知においては、当該郵便の消印を利用者への到達時とみなします。
- 3. 第1項に定めるFAXによる通知においては、当該FAXを本認証局が送信し、送信できたことが確認できた時点とみなします。
- 4. 第1項に定める電子メールによる通知においては、当該電子メールを本認証局の運営要員が送信し、送信できたことが確認できた時点とみなします。
- 5. 第1項に定めるホームページへの掲示による通知においては、当該掲示の掲載日を利用者への到達時とみなします。

**第27条（譲渡の禁止）**

利用者は、本認証サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することができないものとします。

**第28条（認証サービスの変更）**

本認証局は本認証サービスの全部または一部を変更することができます。利用者や署名検証者への変更通知は、本サービスの仕様を変更後、速やかにCPSをリポソリにて公開することにより、実施されたものとします。

**第29条（認証サービスの廃止）**

- 1. 本認証局は、本認証サービスを廃止することができるものとします。
- 2. 本認証局は本認証サービスを廃止する場合、利用者に対し、廃止日の60日前迄に通知します。
- 3. 本認証局は、廃止日をもって、利用者の利用者証明書を失効させます。

**第30条（管轄裁判所）**

利用者と本認証局との間に訴訟や法的行為が起る場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

## つづけて3年証明書サービス利用規約(利用者同意書)

2010年10月1日版

**第1条 (総則)**

「つづけて3年証明書サービス利用規約」(以下、「本規約」という。))は、ジャパンネット株式会社(以下、「当社」という。))が提供する「つづけて3年証明書サービス」(以下、「本サービス」という。))の利用に関して定めたものです。

**第2条 (サービス内容)**

当社が提供する利用者証明書(有効期間3年)と次回無料発行のクーポン(有効期間2年)を合わせて販売するサービスです。お申込み頂きますと3年間有効な利用者証明書と2年間有効なクーポンを送付致します。クーポン有効期間内であれば、クーポンと利用者申込書と共に所定の必要書類を同封しお申込みして頂ければ3年間有効な利用者証明書を無料で発行致します。

**第3条 (利用者の義務)**

1. 本サービスの利用に際しては本規約に同意し、遵守するとともに、本規約に記載の用途でのみ利用しなければなりません。
2. 利用者証明書の利用に際しては利用者同意書に同意し、遵守するとともに、本規約に記載の用途でのみ利用者証明書を利用しなければなりません。
3. クーポンを十分に注意して管理しなければなりません。
4. 利用者は、利用者が所属する企業等が当該利用者証明書を失効させる場合があることに同意しなければなりません。

**第4条 (本サービスの利用申込み手続)**

つづけて3年証明書サービス利用申込者(以下、「利用申込者」という。))は、利用申込書に必要事項を記入し、押印する。その後、利用申込者は本規約に同意し、本認証局が定める手続に従い利用申込書、電子入札システム用電子証明書利用申込書と共に所定の必要書類を同封して、本認証局の申込窓口への書類郵送、もしくは書類提出により、利用申込みを行います。

**第5条 (クーポン利用時の利用者証明書の申込み手続)**

クーポン利用者は、本認証局が定める手続に従い有効期間内のクーポン、電子入札システム用電子証明書利用申込書と共に所定の必要書類を同封して、本認証局の申込窓口への書類郵送、もしくは書類提出により、利用申込みを行います。

**第6条 (本サービスの支払方法)**

1. 利用申込者もしくは企業等は、利用者証明書とクーポンの発行手数料として、別途定める金額を所定の方法で指定する期日までに本認証局に支払うものとします。
2. 指定する期日までに支払いがない場合、本認証局は利用者への事前通知なしに、発行済の証明書を失効させることができるものとします。
3. 本認証局は、利用申込みを受付けた以降において、原則受理した発行手数料は返金しないものとします。

**第7条 (本サービスの利用申込み審査)**

1. 本認証局は、受理した書類を所定の手続きに従い審査して、問題が無いことの確認をもって、利用申込者を利用者として位置付け、利用者証明書の発行手続を開始します。
2. 受理した書類に不備があった場合には、本認証局は、FAX等の手段により利用申込者に問題点を通知します。利用申込者は、本認証局の要求に従い問題点を解決し、不備のあった書類を通知後20日以内に訂正あるいは再提出しなければなりません。さらに、本認証局の審査の結果、利用者証明書の発行ができないと判断した場合、不受理理由とその旨を所定の方法により通知します。

**第8条 (クーポンの取り扱い)**

1. 本サービスのクーポン有効期間は、お申込み頂いた利用者証明書発行日から2年後の月末日までとなります。
2. 本サービスのクーポン有効期間は、有効期間が満了する前の本認証局指定期日(2ヶ月前)までに、クーポン有効期間が切れる旨の通知を利用者宛に行いますが、当該クーポンの有効期間の自動継続は行いません。
3. クーポンの再発行及び換金は如何なる理由があれ致しかねます。
4. クーポンは原本のみ利用可能であり、コピーや譲渡されたものは如何なる理由であれ受理致しかねます。

**第9条 (個人情報の取扱い)**

本規約において個人情報とは、特定の利用者を識別することができる情報をいいます。本認証局においては、利用者の個人情報について以下に掲げる事項に基づき取扱います。

1. 事業者の氏名または名称  
ジャパンネット株式会社 電子入札システム用電子認証局
2. 個人情報保護管理者  
ジャパンネット株式会社 管理部長
3. 個人情報の利用目的

本認証局は、利用者より提出される個人情報は、本認証サービスの用に供する以外は使用しません。また、本認証サービスに必要な範囲を越えて収集を行いません。

本認証局は、利用者から取得した個人情報を利用者の本人確認のための情報、利用者に対して当社が発行する電子証明書に記載する情報、ならびに利用者との契約、その他のための連絡先情報としてのみ利用いたします。

4. 個人情報の第三者提供  
本認証局は、利用者から取得した個人情報は、法の要請による開示を除き、第三者に提供することはありません。
5. 個人情報の取扱いの委託  
本認証局は、取得した個人情報の取扱いを委託することはありません。
6. 個人情報を入力するにあたっての注意事項  
本認証局に、電子証明書の利用申込を行なう場合、利用者のご連絡先欄の入力は任意となっています。ご連絡先欄の電話番号、FAX番号、メールアドレス等を入力頂けなかった場合には、申込の不備等があった場合に連絡が取れなくなる場合があります。
7. 個人情報の安全管理措置  
本認証局は施設された場所に個人情報を記録した書類を保存することで、許可された者以外がアクセスできないような措置を講じ、個人情報への不正アクセスや漏洩を防止します。また、個人情報を記録したデータへのアクセスは、認証業務で許可された者に認証設備室への入室やコンピュータのアクセス権限を与えることにより不正アクセスを防止します。また、個人情報の取扱いについては全就業者を対象とし、各就業者の役割に応じた教育・訓練計画を策定し、教育・訓練を実施します。

**第10条 (利用者及び企業等の損害賠償責任)**

1. 利用者が本規約で定める範囲以外の用途に利用者証明書を使用した結果生じたトラブルについては、利用者が一切の責任を負うものとします。当該トラブルにより本認証局及び署名検証者(利用者の電子証明書の情報に基づき、利用者の電子署名を検証する者(以下同じ))に損害を与えた場合、利用者が本認証局及び署名検証者に対し、損害賠償を行なうものとします。

**第11条 (本認証局の損害賠償責任)**

1. 本認証局は、本認証局が本規約に定める本認証局の責任に違反したことにより、利用者に損害を与えた場合には、その損害の賠償責任を負うものとします。但し、本認証局の責に帰すことができない事由から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
2. 本認証局が損害賠償責任を負う場合には、本認証局が現に受領した対価の合計額を超過しない範囲とします。
3. 具体的な賠償の方法については、問題発生ごとに利用者に明示します。

**第12条 (免責事項)**

1. 本認証局は、利用者が第2条で定める用途以外に利用者証明書を使用することに対して、一切の責任を負わないものとします。
2. 本認証局は、以下に定める事由による本サービスの利用者が被った損害については、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
  - (1) 火災、紛失
  - (2) 地震、噴火、洪水、津波などの天災
  - (3) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議など

**第13条 (通知)**

1. 本認証局は、本認証局から利用者への通知方法として、郵便、FAX、電子メールまたはホームページへの掲示など、本認証局が適当と判断した方法により行います。
2. 第1項に定める郵便による通知においては、当該郵便の消印を利用者への到達時とみなします。
3. 第1項に定めるFAXによる通知においては、当該FAXを本認証局が送信し、送信できたことが確認できた時点とみなします。
4. 第1項に定める電子メールによる通知においては、当該電子メールを本認証局の運営要員が送信し、送信できたことが確認できた時点とみなします。
5. 第1項に定めるホームページへの掲示による通知においては、当該掲示の掲載日を利用者への到達時とみなします。

**第14条 (譲渡の禁止)**

利用者は、本認証サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することができないものとします。

**第15条 (本サービスの廃止)**

1. 本認証局は、本サービスを廃止することができるものとします。
2. 本認証局は、本サービスを廃止する場合、利用者に対しホームページにて通知します。
3. 本認証局は、廃止日をもって、利用者の利用者証明書を失効させます。

**第16条 (管轄裁判所)**

利用者と本認証局との間に訴訟や法的行為が起る場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。